

4. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- ~~以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。~~

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
会計基準案		
既存の会計基準について（基準案１項）	「貸借対照表の表示に関して、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の取扱いが優先することとなり、本会計基準において特に定めのないものについては、既存の会計基準の定めによる。」とされているが、これらの既存の会計基準を具体的に明示することが望まれる。	追加説明を検討する。
貸借対照表の区分及び純資産の部の設定（基準案４項） - 賛成する意見	<ul style="list-style-type: none"> • 公開草案が、新株予約権・少数株主持分を「純資産」に含めたのは、負債と資本との中間項目をなくし、B/Sを負債と「純資産」に明瞭に２分したという点で高く評価したい。 • その他の株主資本を計算過程に用いる指標に関して、株主資本の明確化に伴い数字の厳密性が増加し、期間比較性・企業間比較性に対して説得力を増すことになり、財務指標の有用性を向上することになる。企業財務面では、自社・他社の企業価値の算出、資金調達・配当の支払いといった財務政策を厳密に分析・理解する上では、草案適用による影響は無いと考える。資産性・負債性の分類が明瞭化されたことにより、B/Sの理解を助長し、財務諸表を意思決定に活用する機会を増やすため、会計入門者でもより合理的な意思決定を行うことが可能になるのではないか。 • 新株予約権、少数株主持分、繰延ヘッジ損益を「純資産」に含めて計上することとしていることに賛成である。「中間区分」のような性格があいまいな区分を設けると、資本か負債か区分が難しいものは、続々とこの区分に含められる可能性がある。米国基準やIFRSを見て 	（特になし）

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>も「中間区分」は廃止する方向にある。新株予約権や少数株主持分は、「負債」ではないことから、「資産」から「負債」を控除した「純資産」に計上されるのが妥当である。繰延ヘッジ損益はデリバティブの評価差額であり、有価証券の評価差額である「その他有価証券評価差額金」と性格が類似している。米国や IFRS の CF ヘッジ会計では従来の繰延ヘッジ損益に該当するものを「株主持分」に計上している。このような点を考えると「資産」、「負債」ではなく、「純資産」に計上した方が望ましい。</p>	
<p>貸借対照表の区分（基準案４項） - 賛成ではない意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ B/S の表示区分を変更する理由をまず明らかにすべきである。現在の B/S における区分と比較してどのように情報開示機能として優れているかについての説明が十分なされていない。B/S の表示区分の変更をする場合、まず、純資産の部にどのような項目が含まれるかの議論があり、その上で形式の変更の必要性を論ずべきところ、討議資料を素材としてどのように検討したかが明らかにされていない。 	<p>追加説明を検討する。 (例えば、「報告主体の支払能力などの財政状態をより適切に表示することが可能となる」ぐらいを加えてはどうか)</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
<p>純資産の部の設定（基準案４項）</p> <p>従来どおり「資本の部」とする意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際会計基準との統合化の現実的な妥協として、こういう表示もありうるが、考え方の違いを明示することになり、実務的な観点からは、このような表示方法は採用しないほうがよい。従来の資本の部のなかに、「繰延ヘッジ損益」と「新株予約権」そして「少数株主持分」も独立表示してはいかがか。これは、個別上の「評価・換算差額等」（リスクから解放されていない投資の成果であるとしても）及び「新株予約権」（これは、将来、資本金と資本剰余金か税引後で利益剰余金に振り替えられる）は、株主に帰属し、また、連結上、「評価・換算差額等」も親会社の持分が表示されている。「少数株主持分」は、それが資本の部において独立表示されれば、それ以外が親会社持分であることは明らかであることによる。 FASB などの概念フレームワークや会計主体論における資本主説（所有主説）にもみられるように、従来の会計基準では、「純資産＝資本ないし株主持分（残余請求権）」という考え方が広く認められていた。一方、今回の公開草案第６号では「純資産 株主資本」となっており、しかも純資産と株主資本の相違がなぜ生じるのかが明らかではない。 「純資産の部」という名称ではなく、現行通りの「資本の部」が望ましい。資産と負債の差額を純資産として一括表示しなければならない必然性はない。株主資本と全く異質な少数株主持分や新株予約権のような構成要素を一括表示すると不明確になる。株主資本が重視されるのであれば、その株主資本だけを独立して表示することが望ましい。また、名称を「純資産の部」にすることは現行の企業会計原則と整合しない。他の会計基準(案)では他の会計基準との整合性を優先又は重視しているのに、本案だけはまったくそれを無視している。現行の企業会計原則に反してまであえて名称を変更しなければならない理論的な必然性はない。 純資産の部を新設することには、反対。理論的には正しいと思われるが、資本の部に新株引受権を記載しても実務上大きな混乱はない。過去の財務諸表との比較検証の見地から考えれば大区分の変更はするべきではないと考える。 	<p>追加説明を検討する。</p> <p>（以下のような文案が考えられるがどうか。）</p> <p>公開草案に対するコメントの中には、資本と純資産とが相違することに対する懸念も見られた。これに対しては、以前であれば、株主に帰属する資本が差額としての純資産となるように資産及び負債が取り扱われてきたが、その他有価証券評価差額金を資本の部に直接計上する考え方が導入されて以降、株主に帰属する資本と資産と負債との差額である純資産とは、既に異なっているという見方がある。本会計基準では、資本と利益の連繫を重視し、資本については、株主に帰属するものであることを明確にすることとした。また、前項で示したように資産や負債についても明確にすれば、これらの差額がそのまま資本となる保証はない。本会計基準では、貸借対照表の区分において、資産と負債との差額を適切に示すよう、これまでの「資本の部」という表記を「純資産の部」に代えることとした。）</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
「株主持分の部」等とする意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「純資産の部」という名称は馴染みが薄いので、国際的に用いられる「Shareholders' Equity」に近い「株主持分の部」とすることを提案する。 ・ 「純資産の部」という名称は、非営利団体や公会計で使用されるが、営利を目的とした株式会社の場合、株主の権利を表彰する「株主持分の部」の名称が相応しい。英訳することも考慮して名称を決めるべきである。 ・ 現行の財務諸表では、「資本の部」、「純資産」及び「株主資本」は同じものを示していると一般的に認識されている。一方、本案では、「純資産の部」及び「株主資本」が異なるものを定義しており、又、現行の「資本の部」とも異なるものとなっていることから、過年度との比較などにおいて実務上の混乱を招くものと思われる。については、新項目名称の設定にあっては、現行使用されていない新名称を用いるなど、現行基準からの変更が明らかとなるよう配慮願いたい。 	<p>追加説明を検討する。</p> <p>（以下のような文案が考えられるがどうか。）</p> <p>「純資産の部」という表記に対しては、公開草案に対するコメントにおいて、「株主持分の部」とするという意見があった。しかしながら、持分には、全体の中で各主体が所有又は負担する部分や割合など、単なる差額概念以上の意味が含まれる可能性があり、資産と負債との差額を表すには、純資産と表記することが内容をより適切に示すものと考えられる。）</p>
純資産の部の区分（基準案４項、７項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開草案は、連結 B/S の純資産の部を、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分、に区分している。この区分は、とは P/L を通じてにリサイクルされることがあるのに対し、はそれがなく確定しているという観点からは合理的と考えられる。しかしながら、財務分析における重要な指標である ROE 計算においては、従来から国際的にも + + を分母として用いるのが慣例であり、またこの分母を株主資本と呼ぶことも多い。このような状況の下で、公開草案が . のみを「株主資本」としていることは、ROE 計算の分母として何を用いるかについて、実務的な混乱を招く懸念がある。 . と . は今後リサイクルされる可能性を除けば、親会社株主に帰属する利益を稼得するために用いられた資本という点で . と区分する根拠は乏しいと考えられる。上記から ~ をひとつのグループとして扱い、その合計額を明記することが適当であると考え。併せて、こ 	<p>追加説明を検討する。</p> <p>（以下のような文案が考えられるがどうか。）</p> <p>純資産の部の区分においては、財務分析における重要な指標である ROE（株主資本利益率又は自己資本利益率）の計算上、従来から、資本の部の合計額を分母として用いることが多く、また、この分母を株主資本と呼ぶことも多いため、株主資本と評価・換算差額等、新株予約権を括った小計を示すべきではない</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>京証券取引所の決算短信の様式でも、「株主資本」=「資本の部」としている。財務諸表の解説書でも、「株主資本」を資本の部を指すものと解説している書籍もある。今回の基準案は、「資本の部」を廃止すると共に、「株主資本」の定義を実質的に変更している。これにより、「資本」の定義が根本的に変更され、従来よりも狭められることになり、実務が相当混乱する可能性がある。資本の定義の変更により、ROE など、財務分析の主要な指標も影響を受け、投資家をミスリードする可能性がある。「新株予約権」についても、新株予約権自体に価値があり、付与時点で既存株主の価値に希薄化が生じていると考えれば、その価額を資本に加えることが望ましいと思われる。その方が、ROE を算出する際などには、希薄化の事実が反映されると思われる。一方、「少数株主持分」については、連結財務諸表原則で親会社説を採用し、経済的単一体説を採用していないことから、これを親会社の株主に帰属する部分と区分するという考え方は理解できる。以上を踏まえ、例えば、「純資産」を下の表のように区分することは考えられないか？(下表では、米国基準や IFRS で純資産を示す「Shareholders' equity」が、一般的に「株主持分」と翻訳されていることや「少数株主持分」という科目名に併せ、「株主資本」の代わりに「株主持分」という用語を用いる方法を併記している)。</p>	

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要				コメントへの対応案
	資本金	確定(親会社)株主資本	親会社株主資本	株主資本(=純資産)	
	資本剰余金	(or 確定(親会社)株主持分)	(or 親会社株主持分)	(or 株主持分)	
	利益剰余金	[さらに右のうち、資本金と剰余金を、	[右のうち親会社に帰属する部	[実務上の混乱	
	自己株式(控除項目)	「確定(親会社)株主資本」とし、評価・換算差額等、新株予約権と区分している]	分と少数株主に帰属する部分を区分するため、前者を「親会社株主資本」として少数株主持分と区分している]	を回避するため、「純資産」を「株主資本」として表示している]	
	評価換算差額等				
	新株予約権				
	少数株主持分				
	子会社株式の新株予約権				
任意積立金等 (基準案 6 項 (2))	<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金の区分で、従来は「任意積立金」だったが、基準では「任意積立金等」となっている。名称に「等」を付け加えているのは、従来は含まれていなかった科目が含まれることになったためか、又は違う理由なのか、その変更理由について明らかにしてはどうか。また、理由を明らかにしない場合も、適用指針 3 項の表示例で内容を示してはどうか。 この「等」にどのような項目が該当するかが明らかにされていない。現時点において該当する項目がないのであれば、このような表現は混乱を招くおそれがあるので、任意積立金とすべきである。企業会計基準適用指針公開草案第 11 号によれば、圧縮積立金がこれに含まれるものと考えられるが、この内容は、企業会計基準適用指針公開草案第 9 号によって規定されるべきものである。 				修正を検討する。
評価・換算差額 等の区分(基準	<ul style="list-style-type: none"> ROE については、草案適用の場合、算出式を当期純利益/資本金+資本剰余金+利益剰余金+自己株式と改めると、分母は株式などの評価差額金に作用されなくなる。そのため、土地再 				追加説明を検討する。 (以下のような文案が考えられ

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
<p>案7項) 株主資本に含めるべきとする意見</p>	<p>評価差額金等の評価差額益を計上している企業にとって、新 ROE の値は向上するが評価差額損を計上している企業にとっては新 ROE は悪化してしまう。従って、新 ROE は現行 ROE とは関連性のない指標になり、定義を見直すべきであると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、国際会計基準や米国基準についても、当該純資産の部の見直しを行なっているが、これらの基準との整合性についても、検討いただきたい。国際会計基準や米国基準では、純資産の部を Controlling Interest と Non-controlling Interest という区分で分け、Controlling Interest にはその他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定等の親会社持分を含めており、従来の株主資本の金額と継続性がある。反面、当会計基準案は従来株主資本に含めていたその他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定等の親会社持分を、株主資本から除いており、過去からの金額の継続性や国際会計基準や米国基準との整合性の観点を再度ご検討願いたい。 ・ 「評価・換算差額等」という表現はこれでも良いが、これを株主資本以外の項目に区分することは適切ではない。また、第 29 項の前段の説明も根拠としては不適切である。「評価・換算差額等」の項目は明らかに株主資本を構成しており、純資産の部の表示としては利益剰余金と自己株式の間に表示されるべきものである。 ・ 「評価・換算差額等」は払込資本の修正項目と考えられるので資本の部に含めるのが妥当と思われる（ただし、為替換算調整勘定は複数レートで換算することによって生じる単なる貸借差額なので、本来ならば資本の部からは除外して独立表示すべきものと思われるが、現行の基準との整合性を考慮して、資本の部に含める）。 ・ 純利益を構成しない「評価差額等」が株主資本（報告主体の所有者に帰属するもの）とはならない理由とは何か。その理由となりうる「払込資本以外では純利益のみが株主資本を形成する」という命題は自明とはいえない。たとえば、「企業会計原則」が当期業績主義を採用し 	<p>るかどうか。)</p> <p>公開草案に対するコメントの中には、評価・換算差額等の各項目は株主資本に含める方が妥当ではないかという意見があった。これは、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定などが、現行の会計基準において資本の部に直接計上されていることなどの理由によるものと考えられる。しかしながら、一般的に、資本取引を除く資本の変動と利益は一致するという関係は、会計情報の信頼性を高め、企業評価に役立つものと考えられている。本会計基準では、当期純利益が資本取引を除く株主資本の変動をもたらすという関係を重視し、評価・換算差額等を、株主資本とは区別することとした。</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>ていた時代では、純利益から外れた特別損益項目であってもそのまま資本の部（利益剰余金）の構成要素となっていた。また現行基準でも純利益を経由しない資本直入項目が認められている。こうした規定を排除するには、より上位の概念によって、「払込資本以外では純利益のみが株主資本を形成する」という命題が成り立つことを説明する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「評価・換算差額等」については、株主資本に含める方が妥当ではないかと考える。評価・換算差額等は将来有価証券や土地が売却された場合、親会社の株主資本に転化される性質を持つ。また、資本連結手続きにおいて評価・換算差額等を少数株主持分に按分する、つまり、親会社という株主と少数株主とにそれぞれ帰属させていることから、株主への帰属計算が可能な性質を持っている。これは、財務諸表利用者の立場に立ってみても、「株主資本でないなら、一体誰の物なのか？」との疑問が湧いてくるのではないかと推察する。 ・ 純資産は、「親会社持分」と「少数株主持分」の二つの区分にし、評価・換算差額、新株予約権は「親会社株主持分」の区分へ、「少数株主持分」は少数株主の持分を計上すべきである。「株主資本以外の各項目」では、分かり難く、国際的な理解を得るためには誰の持分か明確に表現すべきである。 ・ 基準案が、株式持合いや含み経営の復活につながらないかも懸念される。わが国企業の株式持合いの解消、含み経営からの脱却を促進した大きな要因は、時価会計の導入であり、持合い株式などの時価が「資本の部」に反映されることの影響が大きかったと思われる。しかし、基準案における新しい資本では、持合い株式等の評価損益は含まれないことになる。ROEで見ても、例えば、多額の含み益のある株式を、売却もせずただ保有し続けている企業の場合、現行のROEでは分母が増加しROEが低下し、ROEに経営の非効率な面が反映される。しかし、仮に新しい株主資本をROEの分母とした場合、このような面がROEに反映されない。会社の清算価値で考えても、法律上、株主に帰属するのは時価ベースの純資産であり、資本金や剰 	

審議事項（２）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>余金に限定されない。まだ株主になっていない投資家から見た場合は、投資コストとして意識するのは株価であり、株価は評価・換算損益等を含んだ時価純資産に、継続企業としての価値を上乗せした金額を株数で除したものと考えられる。とすると、資本金と剰余金の合計を投資のベース（資本）とするよりは、評価・換算差額等を含んだ金額をベースとした方が、株主や投資家の実感には、より近いのではないかと思われる。</p>	
<p>新株予約権（基準案 7 項、19 項（1）、28 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 純資産の部に記載される新株予約権は、その権利行使がなされずに権利行使可能期間が経過すると期間損益に影響を与えるという性格を有するにもかかわらず、純資産の部に計上されることは、利害関係者にとってわかり難いのではないかと思われる。 ・ 新株予約権は、現行の基準では、行使された場合には資本剰余金（資本準備金）に振り替えられ、失効した場合は特別利益に計上されることとなっている。従来同様、新株予約権が負債に計上されていた場合は債務からの解放という観点で失効分を特別利益に計上することは整合するが、純資産の部に計上するとした場合、特別利益に計上する積極的な根拠がなくなると考えられるため、新株予約権の会計処理についても見直しをお願いしたい。 	<p>追加説明を検討する。</p>
<p>少数株主持分（基準案 7 項、19 項（2）、28 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少数株主持分の区分についても、わが国の企業グループには、上場子会社が多いという実態に鑑みると、少数株主持分を中間区分に表示したほうが、利害関係者にとって有用な情報を提供できるものと考えられる。 ・ 少数株主持分は資本の部に含めるのではなく、資本と負債の中間に独立表示するのが望ましい。本基準（案）が親会社説をとるからには、少数株主持分を独立表示の方が首尾一貫する。 ・ 少数株主持分は純資産に含めるべきではない。少数株主持分の性格は、1) 会計上の企業価値である株主資本の評価減かつ子会社の資産・負債のネットの評価減であり、2) 少数株主に最終的には支払わなければならない。純資産に少数株主を含めるときは、株主資本（剰余金）において 80% 子会社も 100% 認識し、それを 20% 評価減するような場合のみであろう。しかしそ 	<p>中間区分を設けないことした ED とおりではどうか（旧 18 項から 19 項参照）。</p> <p>なお、親会社説との関係は、追加説明を検討する。</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p style="text-align: center;">の考え方・処理は親会社説によるものではなく許容しづらい。</p>	
評価・換算差額等の範囲(基準案8項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 討議資料における資産概念または負債概念から考えた場合、資産または負債とすることは適当でないと考えられる項目のうち、繰延ヘッジ損益については純資産の部に記載するものとし、それ以外の項目については既存の会計基準と異なる取扱いを定めることはしないとしているが、会計処理としての統一性が欠けるものと考えられる。 	<p>検討したが、繰延ヘッジ損益以外の項目については現状どおりとした(旧21項参照)。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該「評価・換算差額等」の区分は国際的な会計基準における「その他包括利益累計額」に相当するものと考え、日本基準に修正せず在外子会社の財務諸表をそのまま取り込むこととすると、「その他有価証券評価差額金」「繰延ヘッジ損益」「為替換算調整勘定」以外のその他包括利益項目については、「利益剰余金」ではなく「評価・換算差額等」に計上すると考えてよいか(基準案8項における「等」に含まれると考えてよいか。) 	<p>よいと考えられる。</p>
繰延ヘッジ損益(基準案8項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価・換算差額等には繰延ヘッジ損益が含まれるが、金利スワップに係る特例処理を適用した場合には繰延ヘッジ損益を計上しないことから、特例処理を適用しない場合とでは「純資産」の金額が異なることになる。米国会計基準では、当該金利スワップに係る特例処理は認められておらず、また、米国会計基準、国際会計基準ではCFヘッジのみが該当し、公正価値ヘッジは該当しない。日本基準ではCFヘッジ、公正価値ヘッジ共に繰延ヘッジ会計が適用されるため、厳密な意味では株主資本の部と評価・換算差額等の部に日・米・国際会計基準に差異が生じると思われる。本基準案の中でその差異についての考え方(公正価値ヘッジ部分も含まれる旨及びその考え方)について説明をお願いすると共に、本基準案における繰延ヘッジ損益の取扱いの変更に当たり、先ず、ヘッジ会計に係る現行の日本基準を米国会計基準との調和の観点から見直す事が必要と感じる。 	<p>追加説明を検討する。</p> <p>なお、ヘッジ会計自体の見直しは、今後の検討に委ねられており、ここでの対象外である。</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社においては未だ保険負債の時価評価が行われていないという現状に鑑み、保険負債の特性を反映した厳格なヘッジを行う効果を失うことのないよう、保険会社特有の包括ヘッジについてはこれまでどおり金利スワップの時価変動を資産・負債に両建てする取扱いを継続するよう要求する。保険会社の健全性を測るための代表的指標としてソルベンシー・マージン比率および実質資産負債差額があるが、本公開草案の取扱いは、これらの指標にもインパクトを与える。 ・ 繰延ヘッジ損益を純資産の部に計上するに際して、時価評価をすべてについて行うことが原則ではあるが、金額的に重要でないものを除いても良いような表現を追加してはどうかと考える。会社によっては、網羅的に計上していない場合がある。事業部が多く、輸出件数、外貨の種類が多い会社の場合には、ヘッジ方針等は本社で定めていても、実際のヘッジ手段(為替予約等)の契約はかなりの数に及んでいるため、期末時価評価を入手し、評価差額計算、税効果計算をする作業をすべてに対して行うのは事務負担が大きい。そのため、金額の小さいものについては、時価評価を簡略化しているような例(決算日レートで代用)がある。今回より純資産の部になることでそうした処理が認められないとのイメージが強くなるため、実務では混乱が予想される。そうした点に配慮した表現としてはどうか。 	<p>ここでは、会計上の表示を検討することとしており、規制への対応等は、検討の対象外と考えられる。</p>
適用時期(基準案 9 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用時期を平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度としているが、公開草案第 8 号「連結株主資本等変動計算書に関する会計基準(案)」の適用時期は会社法施行期日以後終了する事業年度とされている。適用時期は後者に合わせ、同時に中間 B/S 上の表示についても、会社法施行期日以後終了する事業年度の上期から適用としてはいかがか。 	<p>会社法の取扱いも勘案し、修正を検討する。</p>
注記(基準案 10 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の変更が、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱われるのか否かについて、明示してはどうか。 	<p>留意的に記載することを検討する。</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用初年度の比較可能性確保に関して、現状これまでの資本の部の合計に相当する金額を注記する方法のみ記載されているが、1株当たり当期純利益（EPS）に関する会計基準が公表されたときと同様に、前期の資本の部について「純資産の部」に相当する金額を注記する方法との、選択適用を認めてはどうか。今回の改正により、1株当たり当期純資産の計算結果についても変更が予想され、影響額の計算に当たって選択肢を増やしたほうが実務上の混乱が少ないと思われる。 ・ 「適用初年度においては、これまでの資本の部の合計に相当する金額を注記するものとする」とあるが、時系列比較を容易にするために3年程度継続して注記していただきたい。 	<p>過年度の比較財務諸表が開示されている場合、容易に比較が可能であるため、ED どちらではどうか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的調和を考えるなら、B/S 上、資本金の側に授権株式数と発行済み株式数を、また、自己株式の側にその株式数を記載するようにすると、財務諸表利用者に分かりやすいのではないかと。 	<p>他の基準において検討されている。</p>
<p>討議資料を素材とすることについて（基準案 15 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「財務会計の概念フレームワーク」は、ASBJ に報告された WG による討議資料であり、基準設定における有用性のテストが十分にはなされていないように思われる。また、討議資料では、公開企業を中心とする証券市場への情報開示が前提とされているにもかかわらず、「企業会計基準公開草案第 6 号」は、すべての会社の連結財務諸表および個別財務諸表に適用されることになるが、非公開の企業にも適用されることになる必要性についての議論がなされていない。 ・ 本基準は純資産の定義として討議資料「財務会計の概念フレームワーク」を踏襲している。しかし、これはまだコンセンサスを得ていない。それに先立って、個々の会計基準で少しずつその考え方を採り入れてゆくのはフェアではない。現段階で「純資産の部」に改めなければならない必然性はない。討議資料がデファクト・スタンダードになるまでは、従来通りの方が良い。なお、討議資料は検討すべき論点が多い。以下、本コメントの根拠とは直接には関係がないが、あえてふれさせていただく。 	<p>追加説明を検討する （例えば、「これは、本会計基準の議論の過程において、様々な考え方や国際的な基準のほか、当該討議資料も議論の参考としたことを意味するものであって、当該討議資料に従って本会計基準を開発したことを意味するものではない。」という）</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<p>(1) リスクから解放されていない投資の成果（７項） 「リスクからの解放」にこだわると現行の会計基準と矛盾が生じると思われる。たとえば、売買目的有価証券の保有益を当期の利益とすることをどう説明するのか。</p> <p>(2) 投資の成果と利益（第 25 項） 利益を投資の成果としているが、この考えは株主（投資家）をだけを重視しているような印象を受ける。「会社は誰のものか」という認識と関係するが、利益は、経営者と従業員の努力の成果であって、それが結果として投資の成果になるのだと思う。経営者と従業員は必ずしも株主（特に投資をマネーゲームの対象にしているような投機家）のために努力しているわけではない。</p> <p>(3) 企業価値と将来 CF（第 25 項） 企業価値 = 将来 CF の現在価値 = 株式時価総額という前提があるようだが、それは決して「わかりきったこと」ではない。いくつかの暗黙の前提（又はフィクション）がある。フレームワークをデファクト・スタンダードにするためには、この点について徹底的な議論が必要だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規の手続を経ていない「概念フレームワーク」の考え方を基準設定の前提とすることはできないはずである。前提とせざるを得ないのであれば、少なくとも個別的な会計基準では、背景にある考え方とその有効性を明確に記述する必要がある。 	
その他表現上の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「払込資本」と「留保利益」のように必ずしも定義が明確でない用語も使用されているので、用語を定義するか又は純資産の部に記載される勘定科目名を用いて記載すべきと考える（基準案 22 項。なお、他の公開草案においても同様の問題がある。） 	追加説明を検討する

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準案 26 項文末の「・・・は関連付けられる。」は「・・・を関連付けて把握することが可能になる。」とすべきである。25 項に続いた文脈の流れから、株主資本を区分することにより投資家の注目する「株主資本利益率」が算定可能であることを記載しているものと思われるが、原案だと唐突であり、関連付けることが必須であるかのような表現になっているため。 	表現修正を検討する。
適用指針案		
土地再評価差額金（適用指針案 3 項、11 項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用指針案 4 項の土地再評価差額金については、会計制度委員会報告が同時に適用されるため差し替える。 	表現修正を検討する。
繰延ヘッジ損益に係る税効果の取扱い（適用指針案 4 項（４））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用指針案 16 項に規定する繰延ヘッジ損失に係る税効果会計適用の取扱いに賛同する。理由：1)繰延ヘッジ損失の実質は繰延勘定であり、同項に記載のとおりヘッジの有効性が認められる限り将来発生するヘッジ対象の利益とほぼ同時期・同額にて解消されるものとみることができ、回収可能性が認められること、2) 繰延ヘッジを維持しつつ繰延ヘッジ損益の表示変更を行うことは、固有の事情として考慮されるべきであること、3) 仮に本取扱いが認められない場合には、ヘッジ手段であるデリバティブの評価損益を残存期間別に区分することを強いられることになり、多額で多様な金融取引にヘッジ会計を適用している銀行にとっては、表示の変更により実務上相当な負担が生じること。また、従来は純額でヘッジ利益を表示している場合でも、ヘッジ損失に本取扱いが認められない場合には、純額でヘッジ損失を表示する可能性もあり、表示に齟齬が生じうること。 	（特になし）

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<ul style="list-style-type: none"> 税効果の対象となった理由の説明をもう少し丁寧に記載すべきである。繰延ヘッジ損益に対して税効果が適用される理由については、適用指針案 14 項、15 項に一般的な記載があるのみでわかりにくい。従前は、ヘッジ対象とヘッジ手段がいずれも時価評価されて資産又は負債に計上されており、資産負債法では、両者ともに同額の一時差異が生じるため純額では税効果がなかったのであり、繰延ヘッジ損益が純資産の部になり、相殺されなくなったため税効果を考慮することになったものである。 	<p>基準案旧 23 項にも説明があり、他の評価・換算差額等と同様である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 繰延ヘッジ損失に対する繰延税金資産の回収可能性に関して、翌事業年度に解消されることが明らかである場合には、分類 4 の本則、また書きの会社についても計上することができると考えても良いか。 ヘッジ損失とヘッジ利益を相殺して検討するのかどうかについて記載が必要である。同じように個別の銘柄が多い「その他有価証券評価差額」については、ネットする特例があるが、同じように考えてよいのかどうか明確になっていない。 	<p>特段の記載がない限り、現行の該当する会計基準等による。</p>
資本連結における子会社の資本（適用指針案 5 項）	<ul style="list-style-type: none"> 子会社の純資産の部において、株主資本以外の部分でマイナス残高が発生している場合、少数株主持分に負担させる部分は、現行の親会社持分にのみ負担させる考え方が踏襲されるのか（連結財務諸表原則四 2）。また踏襲される場合、少数株主持分への負担は、各項目毎に負担の要否を検討するという考え方になるのか。 	<p>従来どおりと考えられる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 本草案を適用することで、繰延ヘッジ損益が資本連結時に親会社の子会社に対する投資と相殺消去される子会社の資本に含まれる事に対して、繰延ヘッジ損益は実際はヘッジに仮装した投機的な取引からの損益が不当に繰り延べられる恐れがあり、その運用如何によっては利益操作に用いられる危険性がある。連結 B/S 上で繰延ヘッジ損益が表示されなくなることはこうした恣意性の介在を排除することができ、連結財務諸表の信頼性・有用性を高める効果を有すると考える。 	<p>（特になし）</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用指針案 22 項の第 1 文と第 2 文は、21 項に統合すべきである。22 項のなかに、評価・換算差額等の資本連結についての全体的記述と、繰延ヘッジ損益の資本連結についての記述が混在しており、読者の理解を混乱させやすい。基準案における評価・換算差額等のうち、繰延ヘッジ損益以外の項目はこれまで資本の部に計上されていた項目であり、これまで資産又は負債に計上されていた繰延ヘッジ損益の取扱いはそれらと区別して説明しないと理解しにくいと思われる。このため、22 項は繰延ヘッジ損益に関する記述に限定する形で整理すべきである。 ・ 22 項の第 3 文、第 4 文を、以下のような表現に改めるべきである。 「これまでも、子会社が繰延ヘッジ損益を資産又は負債に計上していた場合、資産又は負債としての繰延ヘッジ損益の時価はゼロであるため、資本連結における子会社の資産及び負債の評価において評価差額が生じ、親会社の投資に対応する子会社の資本に含まれる結果となっていたと考えられる。ただし、子会社の資産及び負債の評価の方法により、少数株主持分に相当する部分の処理に次のような相違があったものと考えられる。」 指針案の「これまで子会社が繰延ヘッジ損益を資産及び負債に計上していた場合でも、当該繰延ヘッジ損益は評価差額に該当するため、親会社の子会社への投資に対応する子会社の資本に含まれている。」という記述について、資本連結時の子会社の資産及び負債の評価の結果として評価差額になるという趣旨に解釈されるため、上記の書換え案のようにその趣旨を明確化すべきと考える。 	<p>表現の修正を検討する。</p>

審議事項（２）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<ul style="list-style-type: none"> 「子会社の資本」という用語は、従来、資本連結に際して親会社の投資勘定と相殺消去される、個別財務諸表における子会社の資本の部及び評価差額を指すものとして使用されてきたと考えられ、指針案第５項でも同様の項目を示すものとして説明されている。しかし、今回の基準案により既に「資本の部」という用語は廃止されており、新たに導入された「株主資本」という用語との混乱の恐れがある。このため、今後の「連結財務諸表原則」の改訂のなかで、「子会社の資本」という用語の使用方法を検討されることが望まれる。 「子会社の資本」の用語は、純資産の部における株主資本などの科目名と類似するので、他の用語に置き換えるべきと考える。 	<p>表記は変更したものの、資本の考え方や処理に変更はないため、「資本連結」「投資と資本の相殺消去」と同様に、連結手続上の用語として、ED どおりではどうか。</p>
<p>在外子会社等の純資産の換算（適用指針７項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適用指針案 29 項冒頭部分「新株予約権に係る為替換算調整勘定を新株予約権に含めて表示することから」はカットし、その後の文章を整える。新株予約権は HR レートで換算するが、決算日レートとの差異部分の為替調整勘定を新株予約権に含めることで、実質的に新株予約権は決算日レートで換算することになる。そのことと新株予約権の行使時にその時のレートで払込資本に振り替えること、及び失効時にその時のレートで損益に振り替えることとは理論的につながらないと考える。そもそも新株予約権が行使された時には、資本取引であり行使により払込まれた現金と予約権発行時の現金がまとまって払込資本となることが確定するから、その時のレートで換算するのであり、一方新株予約権が失効した時には、損益取引となることが確定するから、その時のレートで換算するのではないかと考える。本来、資本取引か損益取引か未確定なままの「新株予約権」の換算を実質的に決算日レートで行うことになるのは、そうした不確実性に配慮したものと思うが、そのことが行使時や失効時にその時のレートで換算することの根拠にはなっていないと考える。 	<p>表現の修正を検討する。</p>

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他有価証券評価差額金の換算については、洗替後残高に決算時の為替相場による円換算額を付するという理解で良いか。 ・ 「評価・換算差額等に属する項目」について、決算時の為替相場による円換算額を付すると、洗替処理を前提としていない為替換算調整勘定（在外子会社で在外孫会社をサブ連結した場合に生じる外貨ベースのもの）についても、全て決算時の為替相場による換算を行うようになると思われるが、良いか。 ・ 基準案では少数株主持分を負債ではなく純資産に表示することにしたので、原則、発生時の為替相場により換算することとし、当該少数株主持分に係る為替調整勘定を、少数株主持分に含めて表示することとしたとすべきである。基準案では、少数株主持分を負債ではなく純資産に含めるべきとしているので、基本的には負債の外貨換算方法は適用されないと考える。また、上記の説明は、指針案 28 項において、新株予約権について発生時の為替相場で換算し、為替換算調整勘定を新株予約権に含めて表示するという説明とも首尾一貫する。 	追加説明を検討する
自己株式申込証拠金（適用指針案 3 項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計基準は、新株式申込証拠金の表示区分を明らかにしているが、自己株式申込証拠金の表示区分が明らかにされていない。企業会計基準適用指針公開草案第 10 号 5 項で、自己株式申込証拠金も純資産の部に表示されることが明らかにされているが、これ純資産の部に表示される項目であるので、その表示区分を本適用指針案において明らかにすべきである。 	3 項での記載例に含める。
設例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設例 1 において、子会社の個別財務諸表の純資産の部に計上された繰延ヘッジ利益は、資本連結上、評価差額に振り替えた上で投資勘定と相殺消去すべきでないか。 	これまでの有価証券評価差額金と同様であり、振替の必要はないと考えられるがどうか

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設例１の（参考）適用前における会計処理で、現行の実務では、時価評価された繰延ヘッジ計上後の B/S をもとに開始仕訳を行うため、連結処理時に、繰延ヘッジ損益を「評価差額」認識する振替処理等は改めて行っていないように思われるがどうか。 また、現行実務を上記とした場合、繰延ヘッジ損益を純資産の部に表示することに伴う、適用初年度における資本連結上の取扱いを明確にしてもらいたい。過去、評価差額に振替えていなかった場合、過去ののれんの額が変わってくると思われる。当該変更部分に関する遡及修正の要否・修正方法について、設例等で開示願いたい。 ・ 設例１の（参考）として、「会計基準及び本適用指針の適用前における会計処理」が例示されているが、この例示に適用されるべき現行の会計基準等の名称などが記載されていないので、根拠となる会計基準等を具体的に記載すべきと考える。資本連結上、資産又は負債に計上している繰延ヘッジ損益を評価差額として処理する考え方がどのような会計基準等を根拠としているのか明確でないため、理解が難しくなっている。 	<p>表現の修正を検討する。</p>
<p>他の基準の見直し等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権については企業会計基準公開草案第３号および本第６号によって費用計上した上で資本の部に計上する方向が示された意義は大きい。しかし、わが国資本市場においては新株予約権以上に、MSCB を含む転換社債型新株予約権付社債が重要性を増しているため、これらに付帯している転換権についてもその会計処理について早急に検討されるよう要望する。 ・ 基準案第 19 項では、資産性又は負債性の観点からは B/S に含まれている項目の表示を整理することが述べられている。このような観点からは、劣後債と同様に償還義務がある優先株式についての負債と資本の分類、また、新株発行費のように費用の繰延であるにも関わらず資産と計上されているものについて今後の検討課題とすべきと考える。 	<p>今後の検討に委ねられており、ここでの対象外である。</p>